

名古屋市交通局管理規程第11号

勤務時間及び休暇に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

(勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正)

第1条 勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は40時間」を削り、「1週間について40時間」を「1週間について38時間45分」に改める。

第15条第3項中「前2項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、年度の中途において新たに職員となった者のうち、採用日の前日において会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号。以下「会計年度規程」という。）の適用を受ける職員であったもの（以下「会計年度経験者」という。）のその年度の年次休暇は、第1項の表中「その者の当該年度における在職期間」を「その者の当該年度における会計年度任用期間と在職期間を合計した期間」と読み替えて得られた日数とする。

4 会計年度経験者に対する第1項及び前項の規定の適用に当たり、会計年度規程の規定により当該年度に付与された年次休暇があるときは、当該年次休暇のうち採用日の前日までに利用した日数を、前項に規定する年次休暇の日数から減ずるものとする。

第15条に次の1項を加える。

6 会計年度経験者が、採用日の属する年度の前の年度において会計年度規程の規定により付与され採用日までに利用しなかった年次休暇は、採用日の属する年度に限って利用することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1

勤務別		出勤時刻	退勤時刻	週休日	休憩時間	仮眠時間
普通勤務		午前8時45分（別に定める職員にあっては別に定める時間）	午後5時30分（別に定める職員にあっては別に定める時間）	日曜日及び土曜日	午後0時から午後1時まで（別に定める職員にあっては別に定める時間）	
		午前8時30分（別に定める職員にあっては別に定める時間）	午後5時15分（別に定める職員にあっては別に定める時間）			
		午前8時30分（別に定める職員にあっては別に定める時間）	午後5時15分（別に定める職員にあっては別に定める時間）	4週間を通じ4日及び毎4週間につき4日	午後0時から午後1時まで（別に定める職員にあっては別に定める時間）	
特殊勤務	隔日交替制勤務	原則として、出勤時刻は午前9時、退勤時刻は翌日午前9時とし、別に定める勤務割表による。		4週間を通じ4日及び毎4週間につき4日（別に定める職員にあっては別に定める日）	勤務時間の途中に2時間又は2時間30分	勤務時間の途中に継続4時間以上
	特殊日勤	原則として1日実働7時間45分とし、別に定める勤務割表による。		4週間を通じ4日及び毎4週間につき4日（別に定める職員にあっては別に定める日）	勤務時間の途中に45分又は1時間（別に定める職員にあっては別に定める時間）	

(勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第2条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の6を削る。

第2条第5項中「勤務時間及び休暇に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号)」を「規程」に改める。

第3条の2第2項第1号中「別に定める職員を除く。」を「運輸主事、電車運輸主事及び自動車運輸主事については、普通勤務(規程第2条第3号の普通勤務をいう。以下同じ。)につく者に限る。」に改め、同項第2号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第3項中「別に定める職員を除く。」を「運輸主事、電車運輸主事及び自動車運輸主事については、普通勤務につく者に限る。」に改める。

第5条第1項第2号中「、技師及び運転士」を「及び技師」に改め、同項第3号中「、自動車運輸主事及び精算運輸主事(精算業務及び定期券発行業務に従事する者以外については、普通勤務(規程第2条第3号の普通勤務をいう。)につくものに限る。ただし、別に定める職員を除く。)」を「及び自動車運輸主事(普通勤務につく者又は特殊日勤(規程第2条第5号の特殊日勤をいう。)につく者(ただし、年次休暇を半日に区分して利用する日に、所属長が別に認める勤務を割り振られた者に限る。)に限る。)」に改め、同条第2項中「第15条第3項」を「第15条第5項」に改め、同条第9項中「及び第2項」を「から第4項まで」に改める。

第5条の3第2項中「第15条第3項」を「第15条第5項」に改める。

第5条の4第1項中「第15条第3項」を「第15条第5項」に、「前2項」を「前4項」に、「年次休暇のうち当該年次」を「年次休暇のうち当該年度」に改め、同条第2項中「第15条第3項」を「第15条第5項」に改める。

第6条の7第2項中「第15条第3項」を「第15条第5項」に改める。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第3条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「別に定める職員を除く。」を「運輸主事、電車運輸主事及び自動車運輸主事については、普通勤務（勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号。以下「勤務時間規程」という。）第2条第3号の普通勤務をいう。）につく者に限る。」に改め、同条第9号の2中「勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号。以下「勤務時間規程」という。）」を「勤務時間規程」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 電車部の乗務員にあつては、職員の育児休業等に関する条例施行規程（平成4年名古屋市交通局管理規程第9号）第5条の適用について、当分の間、「30分を単位」とあるのは「15分を単位」と読み替えるものとする。
（職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正）
- 3 職務に専念する義務の免除基準に関する規程等の一部を改正する規程（令和7年名古屋市交通局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。